

「相模灘沿岸海岸保全基本計画(改定素案)」に関する 県民意見及びこれに対する県の考え方

1 県民意見募集期間

令和7年12月22日（月）から令和8年1月20日（火）

2 意見提出件数

5件（提出者数5人）

3 意見内容の分類

意見内容		件数
1	計画全般	0
2	海岸の現況及び保全の方向に関する基本的な事項	2
3	海岸の防護に関する事項	1
4	海岸環境の整備及び保全に関する事項	0
5	海岸における公衆の適正な利用に関する事項	0
6	海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	1
7	計画実施時に配慮すべき事項	1
8	その他	0
合 計		5

4 県の考え方の概要

反映区分		件数
A	改定案に反映した意見	2
B	既に反映している意見	1
C	今後の参考とする意見	2
D	反映できない意見	0
E	その他（質問、感想等）	0
合 計		5

神奈川県 県土整備局 河川下水道部 河港課

「相模灘沿岸」	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
1	7	<p>4-3ページのSDGsのGOAL項目設定で、本計画を「海の豊かさを守ろう」のGOALに位置付けていないのは、2-39ページに記載のスタンスと自己矛盾を起こしてしまっているように思います。</p> <p>本計画は確かに陸上のまちを守るためのものですが、海岸部での配慮が海洋生物に決定的な影響を及ぼすことは2-39に記載のとおりであり、本素案にはその方策も記載されているので、「海の豊かさを守ろう」もGOALに位置付けておけばよいと思われます。</p>	A	<p>御意見を踏まえ、4-3ページに「海の豊かさを守ろう」を追記しました。</p>
2	6	<p>「相模灘沿岸海岸保全基本計画(改定素案)」に関わる、茅ヶ崎海岸柳島消波ブロック(石畳)のあり方について、パブリックコメント提出。</p> <p>現在有る柳島消波ブロック(石畳)に置いては、消波ブロック前面部(海岸沖側)部分に打ち付ける波の要素で海底砂の侵食が強く進み、水深が深くなっています。その為、高波浪襲来時には強烈波が直接打ちつけ構造体を乗り越えて、激しい海水が侵入して強い流れを発生させて、人命を奪う事故が既に発生しています。この石畳状の構造物は消波帯としては欠陥であり、強い不安を覚えます。是非、遙か沖合で碎破する安全な遠浅な海岸に再構築を希望します。サンプルとしてオーストリア、ゴールドコースト、パームビーチの人工リーフを参考にして頂きたいのと、奄美大島の手広海岸の海底構造も参考にして頂きたいです。</p>	C	<p>柳島地区の消波ブロックは、波の力を軽減させるために整備した施設で、高波浪時には、波が消波ブロックを超えることを許容しています。</p> <p>いただいた御意見は、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>

NO.	内容区分	意見要旨	反映区分	県の考え方
3	2	<p>基本方針について意見を述べます。 現砂浜の減少の原因は、上流域での堰やダムを設置と考える立場より、以下のように追記をお願いします。 ・海岸保全施設の整備に当たっては、堰やダムの撤去、及び直立コンクリート護岸の見直しにより上流域からの砂浜等の流出による養浜も考慮する。 ・砂浜海岸は、防災上の機能に加え、人と海とのふれあいの場として重要な役割を果たしているため、上流域での堰やダム、直立コンクリート護岸等の見直しにより、上流域からの海岸への砂の流出を促進することも含め、砂浜海岸を積極的に保全し、生態系等に配慮することに努めるものとする。</p>	C	<p>治水・利水事業により、堰やダム等の施設が整備され、県民生活の向上が図られた一方で、河川からの流出土砂が減少したことなどにより、海岸侵食が進んできました。 そこで、本県では、山・川・海の連続性をとらえたなぎさづくりの取組として、河川やダムに堆積する土砂を活用した養浜による砂浜の回復・保全に努めています。 堰やダム等は、県民生活に欠かせない施設であり、撤去をすることは困難ですが、引き続き、最新の技術的知見を取り入れながら、砂浜海岸の保全に取り組んでいきます。</p>
4	2	<p>1-6において、「離岸堤や潜堤、人工リーフ等は、多様な生物の生息・生育の場となり得ることから、自然環境に配慮した整備を進める。」と記載されているが、大規模な地形変化が過度な静穏化を招き、浮泥の堆積が藻類の生育を阻害し、磯焼けを起し漁獲減少を招く(神奈川県脱炭素戦略本部室主催「かながわブルーカーボンシンポジウム」資料より)という分析もあるので、この点も併記したほうがよいと考えられる。</p>	B	<p>改定素案では、生態系は周辺環境の変化に対して非常に脆弱であることを記載しており、藻場や干潟等の生態系の保全・保護に努めることとしています。</p>
5	3	<p>2-34計画天端高をざっくりと記していて、整備水準を変え得ることに触れていて良いかと思いますが、4-2にあるような気候変動の不確実性にも触れて頂けると一貫性があり良いかと思いました。 また、このような記載を表3-3-2の近くにつけること(表の下に注釈をつける、直前の3-5の留意事項につけるなど)もご検討いただければと思います。</p>	A	<p>御意見を踏まえ、2-34ページ及び3-5ページに「気候変動の不確実性」について、追記しました。</p>